平成２２年（フ）第４２５号
愛知県一宮市千秋町浅野羽根1170番地
債務者　嶋田　留美
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第６４号
京都府京丹後市久美浜町丸山290番地
債務者　田中　文江
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第６７号
京都府宮津市字宮町1348番地
債務者　品川惠津子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第４７５号
大阪府泉南郡熊取町山の手台１丁目１番３号、前住所大阪府泉南郡熊取町小谷北１丁目18番23号
債務者　高橋　忠雄
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７１２号
大阪府泉大津市虫取町１丁目５番２―305号
債務者　まつ元こと　松本　光義
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７６５号
大阪府阪南市自然田1517番地の34
債務者　片岡　義勝
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７７１号
大阪府泉大津市昭和町８番22号、前住所大阪府泉大津市東助松町３丁目10番15号共栄荘23号
債務者　井上貴美子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７７３号
大阪府泉佐野市葵町３丁目４番17号
債務者　伊納香菜子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７８０号
大阪府岸和田市天神山町１丁目５番13―404号
債務者　古久保真一
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７８１号
大阪府岸和田市上町43番13号
債務者　増田　建一
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７８５号
大阪府岸和田市上松町1289番地の１
債務者　西村二三夫
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７８６号
大阪府岸和田市上松町1289番地の１
債務者　西村　圭世
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７８８号
大阪府泉大津市板原町３丁目13番23号
債務者　藤﨑　光則
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７８９号
大阪府泉佐野市佐野台98番地佐野台住宅２―71
債務者　喜田　里子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７９４号
大阪府岸和田市筋海町15番10―2204号
債務者　濱脇　英一
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７９５号
大阪府和泉市光明台３丁目７番26―504号
債務者　辻野加津子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７９８号
大阪府岸和田市春木旭町36番51―306号
債務者　安田　ゆり
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係